

令和7年12月  
農業委員会議事録

開催日：令和7年12月25日（木）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年12月25日 (木)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	欠
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和  
統括主幹 上原 誠  
主幹 窪田 知美

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

### ③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時45分

## 9. 会議の内容

事務局 長

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。このところ雨が程よく降っていますので、インフルエンザ予防には潤いがあるのかなと思っております。早いもので今年ももう終わりということで、今、政府のほうでは予算の話が出ておりまして、今日の農業新聞を見てきましたら、農水省の予算が2兆3,000億ぐらいということで、もともとの金額は今年度並みで、J R Aから250億ずつ4年間、1,000億、何か農業のほうに出すということで、2兆3,000億だということだそうです。

農業政策も大分ここで見直して、作況指数だとか、そういうのもやめたりという話がありますが、二、三日前の新聞にも、埼玉の米の話が出ていましたけれども、今年のベースと、試算の仕方で来年は少し増やすような話を書いてありました。去年はカメムシでやられましたけれども、今年は市のほうからも薬剤に対しての一反1,000円の補助ということで出していただいたので、去年みたいな被害はなく、まあまああの収穫があったのかなと思います。

来年、農協の農機具展がありますけれども、農機具展で注文しても、機械は来年度内には来ないそうです。注文を受けても2026年度は品物が来ないということで、今までどうしようか悩んでいた方が一斉に農機具を注文したということで、もう1年分の製造ラインがいっぱいになってしまったということです。今回機械を新しく更新する人がいっぱいいるので、その人が米を作れば、取りあえずは何年かは量的なもの確保できるのかなと思っております。

新聞を読んでいくと、集積の話も書いてありました。越谷でも今度、中島のほうで集積が始まりますけれども、担い手のほうは年々年を取ってきてしまっているの、新規就農者や若い人が入ってもらわないと続かないのかなと思っております。

来年に向けて、えみほころも急遽種が来るようになったらしいので、彩のかがやきより四、五日、出穂が早いと聞きましたけれども、彩のかがやきから彩のきずなに変えた人が結構いるので、そんなに伸びないような話も聞いておりますが、暑さに強い品種で、越谷の給食に彩のかがやきの代わりにえみほころを使うような話も聞いておりますので、単価的には同じですけれども、収量がまあまあ取れそうなので、そちらに変わっていくのも一つの選択かなと思っております。

つまらない話をしましたが、今年も終わりですので、皆さんが元気な顔で来年お会いできることを期待をして、言葉整いませんけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りします。

事務局 長

ありがとうございました。

本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から2番の石塚委員、3番の田口委員を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

それでは、第1号議案の審議に入りますが、第1号議案は、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席をお願いいたします。

(●番 ●●委員退室：午前10時03分)

議長

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時03分)

(再開時刻：午前10時04分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第1号議案について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万127平方メートルです。通作距離は3.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員4番の林委員よりお願いいたします。

4番推進委員 (林委員) 1番の件について説明します。

11月27日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田及び畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

議 長 以上、報告いたします。よろしく申し上げます。

全 員 ありがとうございます。

議 長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時06分)

(●番 ●●委員入室：午前10時06分)

(再開時刻：午前10時07分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請

統 括 主 幹

の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。転用理由といたしまして、現在住んでいる住宅敷地内に物干しスペース等が必要になり、現況自宅に庭がないことから、庭と物干しスペースを確保するための申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により、適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員

1番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)

12月16日に現地確認をしております。申請地の状況は畑、転用目的は宅地の敷地拡張であります。北側の既存宅地に隣接する部分を除いて、周囲にはコンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

議

長

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年に市外に本店を置き、主に産業廃棄物処理業を営む法人です。これまで越谷営業所は搬入路が狭く、中型車両以下の乗り入れしかできず、業績に影響していました。今後の大型車両による搬入を考え、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は営業所からも近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成31年に市内に本店を置き、主に新築やリフォーム工事業を営む法人です。これまで工事資材を直接現場に搬入していましたが、工事現場内での保管管理が難しく、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、結婚をした妻とは同居できておらず、一緒に暮らすための戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、父の所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は親族の住む住宅の隣接地で、高齢の父母の面倒など、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成1年に市内に本店を置き、主に自動車の修理、整備及び新車、中古車の販売業を営む法人です。現在、修理や整備で預かった車や販売時における下取り車の一時保管場所が足りない状態で、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和7年に市内に本店を置き、主に産業廃棄物収集運搬業を営む法人です。現在借りている駐車場の地権者より退去を求められており、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成16年に市外に本店を置き、主にプラスチック等のリサイクル業を営む法人です。事業の拡大とともに業績も上昇し、さらなる受注の拡大に向け、プラスチックパレットの一時保管場所を計画し、土地を探していたところ、申請地は都内の提携業者から本社工場の中間に位置し、市内にある事務所兼倉庫からも近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は現在申請地の隣地に夫婦で居住しておりますが、敷地が狭く、所有する自家用車の駐車スペースを設けるための土地を探していたところ、隣接する土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

議 長

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について瀬尾委員、4番から6番について小林委員、7番について中島委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員  
(瀬尾委員)

それでは、1番から3番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件についてご説明いたします。

12月16日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場であります。北側及び東側の出入口部分を除いて、コンクリート擁壁とフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく16日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場であります。南側の出入口部分を除いて、隣地境界にコンクリートブロックを設置し、内側には鋼板を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。

同じく12月16日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅であります。東側の出入口部分を除いて、周囲を新設コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

9 番 委 員  
(小林委員)

4番から6番について、小林委員よりお願いいたします。

まずは、4番についてから説明いたします。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、周囲を新設コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、5番の件について説明します。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置し、東側にはフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

最後に、6番の件について説明します。

12月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。左右の出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

7番について、中島委員よりお願いいたします。

10番委員

7番の件について説明します。

(中島委員)

12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は敷地拡張です。南側は出入口部分であり、西側は一体利用地である宅地に隣接しています。その他周囲をコンクリートブロック及びフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

11番委員

1番なのですから、この場所が案内図を見てもらうと分かると思うのですが、すぐそばに交差点があるのですが、入ってくるところから見て、距離が非常に短いのではないかなという感じがします。バイパスから入るようになっているのですけれども、こういうのは問題ないのでしょうか。何か個人的にはちょっとバイパスから入るのは危ないのではないかなと思ってしまったのですが。

(瀬尾委員)

開発指導課長

今、瀬尾委員がおっしゃったように、確かにバイパスから出入りするということで、交差点が近いのですけれども、私たちのほうからも、国道4号からの出入りについては、国道事務所と協議するように要請

させてもらいました。国道事務所からは、新たな出入口を設置するための手続きとして道路工事の施工承認をいただいていますので、差し支えないと判断できると思います。

1 1 番 委 員  
(瀬尾委員)

そうですか。ただ、ここから大型車が入るとなると、あそこはかなり交差点が近いから渋滞してしまいますよね。

開発指導課長

国側も多分その辺の影響も見て道路工事の承認をしていると思います。

1 1 番 委 員  
(瀬尾委員)

事故が起こらないことを一番祈っています。

開発指導課長

その辺は私のほうからも代理人を通じて関係者のほうに、このような意見がありましたということは伝えさせていただきます。

1 1 番 委 員  
(瀬尾委員)

よろしく願いいたします。

議 長

よろしいですか。

1 1 番 委 員  
(瀬尾委員)

はい。

議 長

ほかに。

6 番 推 進 委 員  
(須賀委員)

5 番の件なのですけれども、使用目的が産業廃棄物の収集車置場ということで、ダンプカーとか随分入ってきているみたいなのですけれども、結構ダンプカーは重たい関係で、道路とかの舗装を傷めるとか、そういうことの心配はないのでしょうか。

開発指導課長

確かに大型車がたくさん入るということで、道路の陥没という話もあると思うのですが、出入りのところはU字溝ではなくて横断暗渠ということでボックスを敷設するようという形で協定は結んでおります。その辺の通行に関しては、必ず越谷市の道路総務課というところと協議しますので、あと敷地面積が1,440平米ぐらいありますので、500平米以上を超えると運搬計画協議というのを義務づけていますので、道路管理者との協議は調っていると思います。

議 長

よろしいですか。

ほかに。

6 番 委 員  
(山崎(保)委員)

6番の件なのですが、パレットを置くということなのですが、これはプラスチックのタイプですか。

統 括 主 幹

プラスチックパレットというふうに聞いております。

6 番 委 員  
(山崎(保)委員)

パレットも太陽光とかそういう光によって大分劣化が激しいのです。その辺についてどのぐらい置いておくとか、周りが住宅なものですから、その辺の対応はどういう形になるのか。近隣にプラスチックが、廃プラで飛んでいく被害とか、そういう防除の壁とか、そういうのは設置するのか、屋根があるのかどうか、その辺もお願いします。

統 括 主 幹

今回、資材置場ということになっていると思いますので、建物の設置はないと判断しております。パレットにつきましては、荷物を載せるための台なので、飛散ということはないのかとは思いますが、それが崩れてしまったりとか、割れたりしますとそういう可能性はあるとは思いますが、一応パレットを置くということなので、その辺は考慮してくれるのではないかと考えております。

6 番 委 員  
(山崎(保)委員)

いや、考慮ではなくて、その辺の規制ではないですが、もし仮に飛んで近隣に迷惑がかかると、農業委員会で許可したものですから、大変な問題になって、そのときどうしたらいいのか。周りの住民から声が上がってからでは遅いと思うのですが、その辺の管理の仕方を徹底してお願いするということではできないのでしょうか。

統 括 主 幹

被害防除対策のところには、フェンスとか鋼板とかという表示がないので、その辺は代理人を通じて、近隣へ迷惑がかからないように指導させていただきたいと思っております。ただし、絶対条件となるかというところ、ならないと思っておりますので、その辺は代理人にお願いするしかないのかなというところなのですが、そちらでもよろしいでしょうか。

6 番 委 員  
(山崎(保)委員)

もう一つは、近隣の周りの方々の同意か何か、要するに説明会か何かあったのだろうか。こういうものを置くのだけれどもと。

開 発 指 導 課 長

説明会までは要請できなくて、お知らせ看板とあって、こういうようなものができますというのは、私たちのところの条例で義務づけて報告はもらっています。

6 番 委 員

ただ、できてからでは遅いものですから、その後は何の行政のほう

(山崎(保)委員)  
開発指導課長

でも手だてはないのですよね。

今、統括主幹が申し上げたとおり、私たちのほうからそのような申合せがありましたということだけは徹底させて、伝えさせていただきます。

議長

よろしいですか。

ほかに。

全員  
議長

なし。

ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手9名]

議長

挙手は多数でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。(反対委員：5番 白鳥委員、6番 山崎(保)委員、13番 小野寺委員、14番 山崎(明)委員)

続きまして、第3号議案の8番から14番について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の4ページから6ページを御覧ください。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての8番から14番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、子供を伸び伸びと育てられる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには公園や学校が整備されており、母の住む住宅にも程近く、子育ての支援等、お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

本件は、令和7年10月の委員会にて、目的が住宅でご審議いただき、農地法第5条許可相当の意見決定をいただいたものでございますが、譲受人の都合により、令和7年11月26日に申請の取下げがあり、所有権を単独名義から夫婦の共有名義にするために、新たに申請するもの

です。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は隣接地の倉庫建設工事に伴う駐車場の一時転用です。転用理由といたしまして、借人は昭和16年に市外に本店を置き、主に土木建築工事業を営む法人です。令和5年12月に農地法第5条の許可を得た倉庫建設予定地内に工事関係者の駐車場が確保できないため、申請地を工事期間中、駐車場として利用したいとの理由です。建設工事完了後は農地として復元し、貸人へ返却するものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成19年に市内に本店を置き、主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。申請者は別の運送会社の役員をしておりましたが、都合により営業活動を停止することになり、平成19年に業務を引き継ぐ形で法人を設立し、現在に至っております。その際、事務所や駐車場も引き継ぐ形で借用していましたが、今般敷地の一部が農地であることが判明し、営業しながらの改善策を検討してきましたが、よい方法が見つからず、新たに駐車場の移転を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、義父の所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住む住宅に隣接し、今後両親の介護等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はおばの住む住宅にも程近く、子育ての支援等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地はおばの住む住宅にも程近く、独り暮らしのおばに何かあったときにはすぐに駆けつけることができ、子育ての支援等、お互いに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには大型商業施設もあり、生活環境も整っていて、実家にも程近く、高齢になる両親の世話などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、8番について坂巻委員、9番について白鳥委員、10番から12番について田口委員、13番及び14番について石塚委員よりお願いいたします。

4 番 委 員  
(坂巻委員)

それでは、8番について、坂巻委員よりお願いいたします。

8番の件についてご説明いたします。

12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲を新設及び既設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、ご報告いたします。

ありがとうございました。

5 番 委 員  
(白鳥委員)

議 長

3 番 委 員  
(田口委員)

議 長

2 番 委 員

9番について白鳥委員よりお願いいたします。

9番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場の一時転用です。北側出入口部分を除き、周囲を砕石シート敷き及び手すりと巾木で囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上報告いたします。

ありがとうございました。

10番から12番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、10番から12番につきましてご報告いたします。

まず、10番の件について説明いたします。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。西側出入口部分を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、11番の件を説明いたします。

同じく12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、西側は既設土留め、その他の周囲は隣接宅地と平坦であるため、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、12番の件について説明いたします。

同じく12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び地先境界ブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

13番及び14番について石塚委員よりお願いいたします。

13番の件について説明します。

(石塚委員) 12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。路地状敷地部分は地先ブロックを設置し、その他周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議長 続きまして、14番の件について説明します。

10番委員 (中島委員) 12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼす恐れはないと判断します。

議長 以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

10番委員 (中島委員) ありがとうございます。

議長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

10番委員 (中島委員) 中島委員。

議長 9番の件について確認で質問させていただきます。

10番委員 (中島委員) こちら駐車場ということで、一時転用ということですが、畑を一時転用して駐車場にすると、また畑に戻すということなのですが、この敷地自体、駐車場にする部分はどうのような施工なのか、鉄板なのか、碎石等を敷いてしまうのか。碎石とかを敷いたら、ちょっと畑に戻すのはかなり厳しいのではないかと思うのですが、その辺の施工内容を確認したいと思います。よろしくお願ひします。

議長 土木シートの上に碎石を敷くというような形の施工になっております。

議長 10番委員 (中島委員) よろしいですか。

議長 10番委員 (中島委員) はい。

議長 全員 ほかにも。よろしいですか。

議長 全員 なし。

議長 ほかにもないので、以上で質疑を終結いたします。

議長 続いて、採決を行います。

議長 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願ひます。

議長 [挙手全員]

議 長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>続きまして、報告でございます。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
統 括 主 幹	<p>それでは、報告させていただきます。</p> <p>議案書の7ページ及び8ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、議案書9ページ及び10ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして、議案書の11ページ及び12ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、10件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案書の13ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回、2件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、1月26日月曜日、午前10時から、この会議室で行います。</p>
事 務 局 長	<p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。</p>
職 務 代 理	<p>本日は、農業委員会に出席ありがとうございます。天気が振るわな</p>

事 務 局 長

い中ですけれども、来月、よいお年を迎えられるようにお祈り申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時45分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年12月25日

議 長

署名委員

署名委員